議案第21号

きらりタウン赤碕定住促進基金条例等の廃止について

別紙のとおり、きらりタウン赤碕定住促進基金条例等を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 4 日 提 出 琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

きらりタウン赤碕定住促進基金条例等を廃止する条例

(きらりタウン赤碕定住促進基金条例及び琴浦町森林保全管理基金条例の廃 止)

- 第1条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) きらりタウン赤碕定住促進基金条例(平成16年琴浦町条例第194号)
 - (2) 琴浦町森林保全管理基金条例(平成20年琴浦町条例第2号)

(琴浦町地域活性化基金条例等の廃止)

- 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 琴浦町地域活性化基金条例(平成16年琴浦町条例第64号)
 - (2) 琴浦町図書館図書購入基金条例(平成16年琴浦町条例第67号)
 - (3) 琴浦町地域福祉基金条例(平成16年琴浦町条例第73号)
 - (4) 琴浦町地域雇用創出推進基金条例(平成21年琴浦町条例第27号) 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年5月 31日から施行する。